

福祉サービス苦情調整委員（福祉オンブズマン）の委嘱について

中野区福祉サービス苦情調整委員の任期満了にあたり、次の者に委員を委嘱した。

1 委嘱決定者

（新任） 宮田 百枝 弁護士

（再任） 大島 やよい 弁護士

2 委嘱期間

令和4年（2022年）10月1日から2年間

3 設置根拠

中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例第5条

4 職務内容

- （1）福祉サービスに関する申立てを受け付けること。
- （2）申立てに関して調査、審査、通知及び意見の表明を行うこと。
- （3）意見表明に対する区の実施機関からの報告を受けること。
- （4）申立ての処理状況について、毎年度区長に報告すること。